

# 【資料 9】

## 尼崎市無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例について

### 1 経緯

「生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律」の公布（平成 30 年 6 月 8 日法律第 44 号）により社会福祉法が改正され、第 2 種社会福祉事業のうち、住居の用に供するための施設を設置して実施する無料低額宿泊所に対して、令和 2 年 4 月 1 日を施行日として事前届出制の導入や最低基準の創設等による規制強化が図られました。

令和元年 8 月 19 日に「無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準」についての省令が公布され、本市においても令和元年 12 月議会において、省令を基に条例を制定しました。

### 2 条例名称

#### 尼崎市社会福祉法に基づく軽費老人ホーム等の設備及び運営の基準を定める条例

※既存の「尼崎市社会福祉法に基づく軽費老人ホーム及び婦人保護施設の設備及び運営の基準を定める条例」を改正し、無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関して規定の追加を行いました。

### 3 条例制定の考え方

下記の本市独自基準を除き、国の基準省令に規定された基準のとおりとしました。

- (1) 人格尊重に係る規定を義務規定とする。
- (2) 暴力団排除の規定について、無料低額宿泊所の設置者及びその長は暴力団員等であってはならないものとし、あわせて、その運営について、暴力団等の支配を受けてはならないものとする。
- (3) 無料低額宿泊所の運営内容について、自ら評価を行い、常に改善を図ることを義務付けるとともに、その評価結果を公表するよう努めなければならないこととする。
- (4) 無料低額宿泊所の職員の研修について、その機会の確保に加え、研修実施計画の策定や研修記録の整備等、計画的な人材育成に努めなければならないものとする。
- (5) 事故発生の防止及び対応に関する規定について、事故発生時の対応に加え、事故発生やその再発を防止するための指針の整備等の措置を義務付ける。

### 4 根拠となる法令

- ・ 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）
- ・ 無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準（令和元年厚生労働省令第 34 号）

### 5 条例施行予定日

令和 2 年 4 月 1 日

以 上

(参考)

## 尼崎市社会福祉法に基づく軽費老人ホーム等の設備及び運営の基準を定める条例

(この条例の趣旨)

第1条 この条例は、社会福祉法(昭和26年法律第45号。以下「法」という。)第65条第1項の規定に基づき社会福祉施設(軽費老人ホーム(老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。以下同じ。)及び婦人保護施設(売春防止法(昭和31年法律第118号)第36条に規定する婦人保護施設をいう。以下同じ。))に限る。)の設備及び運営の基準を、法第68条の5第1項の規定に基づき社会福祉住居施設(無料低額宿泊所(無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準(令和元年厚生労働省令第34号)第1条に規定する無料低額宿泊所をいう。以下同じ。))に限る。))の設備及び運営の基準を定めるものとする。

(軽費老人ホームの設備及び運営の基準)

第2条

(略)

- 2 軽費老人ホームの設置者は、入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立ってサービスの提供を行わなければならない。
- 3 軽費老人ホームの設置者及びその長は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員及び尼崎市暴力団排除条例(平成25年尼崎市条例第13号)第2条第4号に規定する暴力団密接関係者(以下「暴力団員等」という。)であってはならない。
- 4 軽費老人ホームは、その運営について、暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団及び暴力団員等の支配を受けてはならない。
- 5 軽費老人ホームの設置者は、その運営の内容について、自ら評価を行い、常に改善を図らなければならない。
- 6 軽費老人ホームの設置者は、前項の規定による評価の結果を公表するよう努めなければならない。
- 7 軽費老人ホームの設置者は、省令第24条第3項(省令第39条並びに附則第10条及び第17条において準用する場合を含む。)に規定する研修(以下この項において「研修」という。)の実施計画を当該軽費老人ホームの職員の職務内容、経験等に応じて策定し、実施した研修の記録を保管するとともに、必要に応じて研修の内容の見直しを行うことにより、当該職員の計画的な育成に努めるものとする。

(略)

(婦人保護施設の設備及び運営の基準)

### 第3条

(略)

5 婦人保護施設の設置者は、事故が発生した場合に的確に対応し、又は事故の発生若しくはその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 事故が発生した場合の対応、事故の発生又はその再発の防止等に関する指針を定めること。

(2) 事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合において、これらの事実が当該婦人保護施設の施設長に報告され、及びその原因の分析の結果に基づき策定した改善策が当該婦人保護施設の職員に周知される体制を整備すること。

(3) 定期的に、事故の発生又はその再発の防止について、その協議を行うための会議を開き、及び当該婦人保護施設の職員に対して研修を行うこと

(略)

(無料低額宿泊所の設備及び運営の基準)

第4条 法第68条の5第1項の条例で定める無料低額宿泊所の設備及び運営の基準は、次項に規定するもののほか、無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準に定める基準(同令第3条第2項、第11条及び第32条に規定する基準を除く。以下「設備運営基準」という。)(設備運営基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準を含む。)のとおりとする。

2 第2条第2項から第7項まで及び前条第5項の規定は、無料低額宿泊所について準用する。この場合において、第2条第2項中「入所者」とあるのは「入居者」と、同条第7項中「省令第24条第3項(省令第39条並びに附則第10条及び第17条において準用する場合を含む。)」とあるのは「無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準(令和元年厚生労働省令第34号)第23条第2項」と読み替えるものとする。